

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

5 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成27年5月新城市臨時教育委員会会議録

1 日 時 5月11日(月) 午後3時30分から午後5時30分まで

2 場 所 勤労青少年ホーム 研修室B

### 3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員  
瀧川紀幸委員 安形茂樹委員 和田守功教育長

### 4 説明のため出席した職員

夏目教育部長  
櫻本教育総務課長  
夏目学校教育課長  
牧野学校教育課参事

### 5 書 記

杉浦教育総務課副課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 協議

- (1) 新城設楽教科用図書採択地区協議会規約の改正について
- (2) 新城教育憲章(案)に対するパブリックコメントへの対応について

日程第2 その他

- (1) 新城市公共施設等総合管理計画策定委員会委員について

閉 会

○委員長

それでは、5月の臨時教育委員会会議を開催いたします。

日程第1 協議

○委員長

本日は二つのことがありまして、まず日程第1の協議、このことについては学校教育課と教育総務課ですね。

まず、新城設楽教科用図書採択地区協議会規約の改正についてということで、学校教育課、お願いします。

○学校教育課参事

失礼します。表紙に本日の日付と新城設楽教科用図書採択地区協議会規約の改正についてという資料を用意させていただきました。その表紙にありますように資料No.1からNo.4まであります。

それでは、まず1枚めくっていただきまして、資料1をご覧ください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の抜粋です。この法律施行令に沿って運用していきます。そこに10条、11条、12条、そして最後に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の7条とあるわけですが、何が問題になってくるかということで少し説明させていただきます。

10条、採択地区協議会は関係市町村の教育委員会がとなっています。今まで北設楽地区と合同行って参りましたので、今回も北設楽と合同で採択を行います。北設楽の教育委員会と一緒に北設楽地方教育事務協議会という会を作っています。今までは、その会と新城市教育委員会と一緒にやりますという規約でしたが、それではいけないということでもあります。

次に、11条、ご覧ください。採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならないということで、1、2、3、4、5とございます。まず、採択地区協議会の名称、2番、採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会、3番、採択地区協議会の組織、4番、教科用図書の選定の方法、5番、採択地区協議会の経費の支弁の方法、この5つを必ず載せる必要があります。ところが、今までの規約には、これが完全には入っていませんでした。これを今回改正させていただきたいという話です。

2ページと3ページをお開きください。

2ページが今までの規約です。3ページが改正案です。見え消しにしてある部分が削除で、ゴシックが追加及び変更した部分です。これに基づいて来年度から使います中学校の教科書採択を進めていきたいということです。

まず、3ページを中心にご覧ください。名称は、新城設楽教科用図書採択地区協議会規約、名称は変わりません。ただし、その下の事務協議会という言葉がありますので、その2行は完全に削除をいたします。そして、第1条にきちっと教育委員会名を4つ並べております。これによって、まず1つ目がクリアということになります。

次に、第3条が組織です。ここに(2)採択地区内教育行政機関の職員としております。

改正前のものと、3条の1、市町村教育委員会の委員及び指導主事等となっているわけですが、行政機関の職員ということで、教育委員の皆様も非常勤の教育行政機関の職員ということでございまして、これで教育委員会の皆様も入っていただくということであります。

1番と2番を入れ替えさせていただきました。これは基になる法律では、校長及び教員が先に書いてあるということで、県の義務教育課の指導を受けまして1番と2番の順番を替えさせていただきました。

次に、教科用図書の選定の方法です。これが第6条です。教科用図書の選定は、第7条4項の報告及び愛知県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、本会の会議において第5条の議事決定方法により決するという事です。まず、7条第4項の方法というのは、この条項の7条の4です。研究員は会長の命を受け、教科用図書を採択するために必要な資料を整理し、本会に報告する。この報告と愛知県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、本会の会議において第5条の議事決定方法、本会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによると書いてあります。この方法で決めますということです。

最後に5番、採択地区協議会の経費の支弁の方法ということで、それが9条です。今回の経費は、新城市教育委員会及び北設楽地方教育事務協議会が負担する。ここは、新城市は教育委員会、北設楽は北設楽地方教育事務協議会という名前になっています。費用につきましてはこれで問題ないということです。

最後に、5月18日改正見込みとなっておりますが、これが来週の月曜日に開催させていただきます第1回の新設楽地区事務協議会で承認をいただいて改正という運びをさせていただきたいと考えています。

この場で、新城市教育委員会の皆様にお認めいただければ、その方向で進めさせていただきたいと思います。

最後に4ページ資料4をご覧ください。これは3月に、関係4市町村の教育委員会の教育長、教育委員長様にこの改正案をご覧ください、質問をいただきました。その質問に対する回答です。

3条(2)この表現で教育委員も含まれますかということで、先ほどと同じ回答です。教育委員も含んでいます。東三河地区協議会とも言葉が揃っております。

第6条につきましては、条文を間違えていたということで第7条第4項に修正しました。先ほど説明した報告の部分であります。

第7条、研究員は採択地区の義務教育諸学校の校長及び教員という記載に対して、研究員は教員以外ではいけませんかということですが、県の教育委員会に確認しましたところ、教員が適しているという回答でした。

9条については、経費はというところで、先ほど読み上げましたが、この表現でいいかということですが、この表現でいいということです。

最後、施行規則7条2項、採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあっては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときはその議事録、これを公表すべき事項となっ

ていますが、作成したときはとあるので作成しなくてもよいのかという質問をいただきましたが、作成するようにと指導がありました。

以上でございます。これで、お認めいただければありがたいと思っています。

よろしく申し上げます。

○委員長

まず、何か御質疑等ありますか。どうぞ。

○委員

3 ページにある第 6 条ですが、愛知県教育委員会が作成した選定資料ってこれ何ですか、どういうものとかいう。

○学校教育課参事

愛知県教育委員会も愛知県教育委員会で研究委員を決めております。これは愛知県中の教員が務めておりますが、この地方も含め教員がある期間集まって、どういう教科書であるということを研究しております。その愛知県教育委員会が作った資料も出てくるわけでございます。それプラス本協議会の研究員が研究したもの、この両方を参酌するという意味です。

○教育長

2 度、研究をするわけですが。県で研究をしておいて、それらをもとにまた各採択地域で研究をするということです。

○委員

去年だと、研究してくださいとお願いをして、2 回目のときにはこういうふうでしたという見解をおっしゃってくださったわけですね。今回は、大体同じやり方でやられるんだろうと思うんですけども、愛知県の出された資料はどのように扱われるんですか。それを見て、県の資料を踏まえて御自分たちで教科書研究をなさるといふような意味なのか。

○学校教育課参事

おっしゃるとおりです。県の方が動きが早くて、県がこういう研究をしましたというものを、当地区の研究員にわかりやすい形で示すということです。

当地区の研究員がそれとあわせた上で御説明をするという形です。

○委員

ありがとうございました。

○委員長

あとはどうでしょう。よろしいですか。

じゃあ、これまた挙手をする必要がありますね。

それでは、ただいまの提案につきまして、賛成の方、挙手お願いします。

(賛成者 挙手)

○委員長

じゃあ、全員一致ということで。

○学校教育課参事

ありがとうございました。

○委員長

では、引き続きまして新城教育憲章（案）に対するパブリックコメントへの対応についてということで。

こちらのほうで進めればいいか、部長さん、課長さんのほうから何か最初にありますか。

○教育部長

特にございませんので、事前にちょっとう分類をし直したものを各委員さん方にお送りをさせていただいておりますので、恐らくそのほうが教育憲章の案を並べていったときに比較の見やすいのかなということで、そういった別途資料を送らせていただいておりますので、それを見られて各委員さん方、それぞれの質問というか意見に対して御意見がおりだと思っておりますので、お送りしましたものをベースに委員さん方で御議論をいただきたいというふうに思いますので、特にこちらからは。

○委員長

よろしいですか。課長さんもよろしいですか。

○教育総務課長

はい。

○委員長

じゃあ、今部長さんから話がありましたように、事前に資料をいただきました。それから、もう一つ机上に置いてあるのは、委員のほうでこういう形で進めると時間の短縮にもなるだろうということで、大変な御苦勞があったんじゃないかと思いますが資料をつくっていただきました。

委員、何か一言あれば。

○委員

一人ひとりに回答するということが原則だということだったものですから、一人ひとりの質問に対して各委員が協議をして回答するということですので、相当な時間がかかるなと思いました。3回会議を予定しておりますが収まるかどうかそれも心配だなと思いましたので、たたき台を用意しておいた方がスムーズにいくと思用意させていただきました。これは全く私見で書きましたが、それでもこれじゃまずいよっていうところを修正していただく方がすんなり進められるかなと、そんな気持ちでつくらせていただきました。

○委員長

ありがとうございます。それじゃ、時間のほうも大変短いわけですので早速進めたいと思いますが。

まず、その話し合いをする前に、こういうことだけ確認しておいたほうがいいよという意見が皆さん、あったら。

○委員

ここにNo、区分、人、枝番とございますが、これについて自分なりの思いはあるんですけど、解説していただけたらと思います。

○教育総務課長

これにつきましては、まず一番左の「No.」というのは、これは前回お渡しした資料の並びの状態のときに1行ずつに連番を振ってあるというものです。これは、行を入れかえたとき

にもわかりやすくという形で番号を振ったものです。

それから、その隣の「区分」というものですが、これは「1」というものが入っているのは一般の方からいただいたもの、それ以外の数字は学校ごとに区分ができるように分けてあります。

それから、その次の「人」というところについては、一般の区分の方を分けるために意見をいただいた人ごとに番号を振ったというものになっておりますので、学校のところは空欄になっております。

最後「枝番」は、同じ方が幾つか意見を出されておりますので、その意見ごとに番号を振ったというものであります。

以上です。

○教育長

ああ、そうか。そうすると、例えば32、34というのは、11番の方が19項目ぐらい意見を言ったってこと。

○教育部長

11は、新城小学校です。

○教育総務課長

そうです。新城小学校からいただいたものの14番目ですね。

○教育総務課長

学校からの意見は個人が確定できなくて、学校の中の枝番という形になっています。

○教育長

なるほどね。だから、ここだけでいうと19意見があったよっていう捉え方ね。

○教育総務課長

はい。

○委員

それともう一つ。今、学校の方の先生のお名前わからないとおっしゃいましたが、市民の方のお名前は匿名でしょうか、それとも実名でしょうか。

○教育総務課長

4名出ておりますけれども、全ての方お名前と住所、わかっております。

○委員

わかりました。

○委員長

じゃあ、そんなところでいいですか。

○委員

はい。

○委員長

あと、他にどうでしょう。よろしければ、上から順番に進めていきたいと思えます。

○委員長

いいですか。まず、No.246、一番上なんですけど、このところで4行目のあたりに「市」

を入れる必要があるんじゃないかと、こういう意見ですよ、これ。つまり、新城教育憲章ではなくて、新城市教育憲章というふうにしたほうがいいんじゃないかということなんですが、委員の考え方は、ちょっと読んでくれます。

○委員

確かに新城市としたほうが、私たち新城市民はから始まる教育憲章にフィットした感じがします。新城教育の語感には教育関係者には受け入れやすくても、一般市民には違和感があるかもしれません。市を挙げての取り組みにすべく修正したいと思います。貴重な御意見ありがとうございます、としました。

○委員長

そういう形ですね。市を入れたほうがいいと、そういうこと。

○委員

私はそう思ったので。

○委員長

いいです、いいです。皆さんはどうでしょう、今の。

○委員

これについて、247の方が、私は246に対して247が回答を出しているような気がいたしました。

○委員長

どういうことですか。

○委員

246番が市を入れたほうがいいっていうふうにおっしゃっておられますが、247番の方は新城市の教育が書かれていますと。新城教育はっていうふうにここで書いてありますので、ここに市があるのではあるけれども、246の方に対する回答として新城教育はっていうふうになっていると私は思ったんです。

これは、ここの意見ではありませんけれども、先生がお出しになっている中にも同じ先生同士の疑問に対する答えがかなりあるように思っているんですね、ほかの面でも。

それで、この247番が246の答えの一部にもなるんじゃないかっていうような気がいたします。

○委員長

要するに、そうすると市を入れなくてもいいと、そういうことですよ。

○委員

もし、ここで皆様の御検討の中でそういうふうになれば、247番が前の方の御意見に対する回答の一部にもなるのかなっていうような気がいたしましたんですが。

○委員長

意見はわかります。委員が言われることわかりませんが。要するに、246番方と247番の方はこの新城市にしたほうがいいのかどうかということについて意見が変わるんですけれども、あとほかの委員の方はどうでしょう。

○教育長



確か、どっかで一回議論したことあると思うんですけども、そんな中で例えば市民憲章についても、新城市民憲章、教育憲章についても新城市教育憲章という、いわゆる対にしたときにこれでいいんじゃないかなと。新城市教育憲章じゃなくて新城教育憲章、新城市民憲章であって、新城市市民憲章ではないということなんだけれども、ただ、ここで言われているように、一般市民の方がどちらが捉えやすいかということが、もう一度考えて議論するポイントかなというふうには思いますけども。

○委員長

最初のころには新城市教育憲章でしたよね。

○教育長

一番最初はそうでしたね。

○委員

そうだったんですか。

○委員長

ズーっと新城市教育憲章できておって、それで市をとったんですよ。それは、今言ったような並列のほうがいいんじゃないかというそこら辺のこともあってということですね。

どうでしょう。

○委員

私は、246番の「市議会に上程して正式に」と書かれた意見が気になりました。新城教育というと、教育関係者はよく使うので新城教育で違和感はないのですが、新城市教育憲章という方がイメージ的には市を挙げてという意味合いが強くなるように感じます。例えばほかの市町村にあわせた場合に、豊川教育憲章、豊橋教育憲章というと、ちょっと響きが違うように感じるんですね。やはり豊川市教育憲章が普通っていうか一般的に受けとめられるのではないかなと。一方で、市民憲章とあわせた形と言われると、まあ確かにそのとおりかなと思いますが、新城教育憲章、新城市教育憲章、どちらがいいかということ一般的には新城市をつけたほうがイメージ的には受け入れやすいのではないかと、そんな気がしたので修正しますとしました。

○委員長

ちなみに、一番最初のころに各市町の教育憲章の文案例が出ましたね。あれ、私持ってるのでちょっと確認しますと、奈良市は奈良市教育憲章です。ひたちなか市はひたちなか市教育の日憲章と。それから、富士吉田市は富士山教育憲章でちょっと違うんですね。それから、長浜市は「長浜子どものちかい」及び「長浜子育て憲章」、それから栃木県はとちぎの子ども教育憲章、それから土庄町は土庄町教育憲章。

だから、やっぱり市町とか、県がついているところもあれば、ないところもあるということで、どうも全市的に市がついているというものでもないもんですから、ちょっとそこら辺は皆さんの御意見をいただければいいかなと思うんですけど。

○委員

この方が言われるように、市がついたほうがわかりやすいかなとは単純に思います。市民憲章と対峙させると、市がついてないという話になるんですけど、市民憲章、市民という言葉

葉が入ってるんでそこでわかってしまうということなんですね。新城市が定めた教育憲章というふうな意味合いからするとわかりやすいかなと。

○委員長

はい。委員、どうでしょう。

○委員

市がつくことによって何が変わるのかなっていうふうにして思ったんですけど、新城市っていうと市政というものとの関わりが非常に強調された印象ですよ。市がないと、もうちょっと下から、一人ひとりの市民がというか、行政の枠組みではなくってその地域全体の人たちがくらの印象になるのかなあっていうようなことを思いました。

富士山とか、ひたちなか市は市はついてないんですよ。そういうところっていうのもきっとその辺の理由で市をつけたらつけなかったらっていうんじゃないかなというふうな気がするんですけども。もし、私の解釈、その解釈で間違いがなければどういう性質のものなのかっていうことを考えていった上でやるのがいいのかなと思います。

それで、皆に何々しましょうよっていうことであるならば、そういうふうに市が決めたからやってよっていうのはちょっといい感じではないですよ。でも、もともとあったこの文からは消えていますけれども、こういうふうなことをやるよっていうふうなふうに教育をやっていきますよっていうことを教育行政に関わるものたちが誓っていくという色彩もあるので、それを思うとそのあたりの責任っていうのを市という一文字を入れることではっきりするっていうところもあるんですよ。

そこも考えた上でどっちにしようっていうふうにして決めるっていうのも必要なのかな。受けとめ方。

○委員長

新城教育憲章も、一次案は新城教育憲章、二次案は新城市教育憲章で、三次案も新城市教育憲章で、最終案は新城教育憲章なんです。だから、迷っている、どちらがいいかね。

○委員長

たったひと文字のことだけれども、なかなか難しい問題もあるということですよ。もう一回、意見ありますか。

○教育長

まあね、これまでの教育委員会会議の中でも揺れはあったわけなんですけれども、そんな中であくまでも「教育の中立性を堅持する」と、市とかそういった行政とかとは関係なく、市民の草の根の声といったことで大事にしていくことを考えると、委員の言われたように、市という言葉がないほうがイメージ的に。やはり市であろうと町であろうと国であろうと、新城に住む人々の教育憲章であるというイメージが出てくるかなと。先ほどの富士山憲章も、富士山教育というオリジナリティーの教育を進めているのですね。だからこそ、富士市だとか富士宮市はつけずに富士山教育憲章というふうな形になってくると思うんですよ。

それで、新城市について言うと、やはり共育にしる、教育憲章にしる、オリジナリティーの非常に強いものであるし、これまでの議論の中でもいわゆる一般的にするか、オリジナリティーにするかの議論もやってきたわけなんですけれども、そんな中で、新城独自のものを

打ち出していいんじゃないかという意見が大半を占めてオリジナリティーな用語を選んできたわけです。そういった方向で考えれば、このまま、新城教育憲章という形、新城市教育憲章でなく、行政の枠を取り除いた形で、一般化していくということでもいいんじゃないかなと。

もちろん最初は新城市のというほうがわかりやすいことはわかりやすいですけども、新城教育憲章という表現は、より純粋なイメージがあるなという感じがします。

○委員

その後、主語が新城市民はときてますからね。あえて市を入れなくてもいいのかもしれないね。

○教育長

もう一つ、市を入れると次は、「新城教育は」は「新城市の教育は」というふうにしないと全部通じていかないわけですよ。

それから、下の二つの前文と本文との主語とのかかわりも、市を入れるか入れないかで変わってくるわけですよ。

○委員長

そうすると、委員はまあこのままでいいんじゃないかと。

○委員

いいと思います、はい。

○委員

私も結構です。

○委員長

それでいいですか。

○委員

はい。経緯がいろいろ、今話を聞いてわかりましたので。

○委員長

じゃあ、行政の枠を取り外した形ということで新城教育憲章、そういう名称にしたと、簡単に言うとそういうことですよ。

じゃあ、246については委員の皆様、それで御賛同ということでそういう形で。

○委員

今までどおりということですね。

○委員長

はい、今までどおりと。

○委員長

じゃあ、247のところは、ちょっと委員、読んでもらえますか。

○委員

前文は新城市の教育理念が書かれています。新城教育は行動目標であり、全面に打ち出したものです。

○委員長

この二つは、線を外してやりましたよね、最初いただいたときに。だから、それを、一人

ひとりにこういうふうに答えるのか、ちょっとそこら辺はどうなんでしょう。

○教育部長

そこら辺は、こういうふうに答えなければいけないというものはありませんので、これもずっと議論をしていただいて済んだときに、どんな形で議論の結果、いただいた意見に対してどんな対応をしたのかというようなことを公表せないかんわけですけども、これホームページで公表することを予定しておりますが、ただ、例えば委員がこうやってつくられたこういった一つひとつに全部こういった回答を与えて、これをそっくりそのままドンと載せるのかは、少しこうもっと要約をした形で載せるのかっていうのはまだちょっと決めかねておりますので、そこら辺もうちょっと委員さん方にお諮りをしたいなというふうには考えております。

○委員長

そのことについてもね。

○教育部長

はい。

○委員長

じゃあ、もう1点ですけど、今委員のほうでほんとにたたき台となる文章を考えてきていただいて、それを皆検討しているんですけど、この文章は一応今のような話をしてあげばあとそれでいいのか、一言一句こういうふうに回答してほしいというふうにここで決めなければいけないのか、それはどうでしょう。

○教育部長

この辺は、そのまま載せてもいいということであれば当然そういうふうにするんですが、ただものによって、ニュアンスというか変に誤解をされて捉れてしまうような表記というのは少し気をつけないかんなかなっていうのは、ちょっと思わんでもないですね。ですので、特に要約をする場合なんて余計そうなんですね。せっかくここで委員さんが御議論をいただいてこういうふうにしましうって決めても、それを別の言い回しでやったときに全然違うふうに伝わっちゃったでは、これはまたまずいと思いますので、いずれにしても、一度最後はこんな形で公表をしたいっていうものをつくって、最後にまた委員さん方に見ていただく必要はあるのかなという気がいたします。

○委員長

そうすると、今のような話し合いをして、教育総務課のほうでその話し合いをまとめて書いていただいて、それを再度私たちが見て確認していくと、そういうふうでいいんですか。

○教育総務課長

そうですね。そういう形でお願いします。

○委員長

大体、それでいいですか。

○教育総務課長

はい。

○委員長

それじゃ、大体大ざっぱに話を進めていけばいいと、そういうことですよ、はい。

さっきの246と247については、内容的には非常に似ているものですから、配っていただいた資料は線が外してあるんですけど、委員は一つひとつに丁寧に答えていただいたほうが後の審議がしやすいということでそういうふうにやっていただいたんですが、どうでしょう。さきの行政の枠を取り外した形でまあ新城教育の憲章と、そういう捉え方ですというふうにすれば、両方に答えてるような気もすんだけれども、そこどうでしょう。

○委員

そうですね、理解していただければ、それでいいかなと思うんですが、一つひとつのことを全て回答するというのもそこまで必要かどうかというところはちょっとなかなか。

○委員長

そうですね。というのはね、247については新城教育が前面に出されていると認識していますということだから、どちらかというところの方賛成の意見ですから、あんまりこれに対して詳細に答える必要はないですよ。

○委員

はい。

○委員長

そういうことでいいですか、247については。

○委員

はい。

○委員

済みません。例えば、新城の教育の出しているものに対して、賛同する意見がかなりたくさんございましたが、返事をするときに例えば「はい」という言葉を入れて、前文は新城の教育理念が書いていますっていうイエスという言葉を入れると、また賛同してくださった方は、あっ私の考えは教育委員会と同じだったわというふうに、一つひとつ出す場合ですが、思ってくださいのかなっていうふうに思ったんですけど。

○委員長

はいか、いいえとか。

○委員

いいえはちょっと書けませんけど「はい、そうですね」とか、「はい、前文は」っていうような感じにすると、あっそうかっていう、一瞬にしてこうわかるんですけど。

○委員長

賛成の場合は、そういう「はい」なら「はい」とかそういうような。

○委員

はい。

○委員長

一目で見てわかる、そういう言葉を入れたほうがいいと、そういうことですか。

○委員

ではどうかなっていうふうに思ったんですけど。

○委員長

ケース・バイ・ケースもあるかもしれないですけども。

○委員

まだわかりませんが。

○教育長

何て言うのかな、せっかくもう5万市民の中から239件の意見が出されてきたわけなんだけれども、意見を出していただいた方は、やはり相当な関心を持って、そしてしっかり読み込んで書いていただいているのね。それに対して、丁寧に回答をするということであれば、一問一答形式でやってくんだけれども、それに対して、しかも今委員の言われたように、「はい」とか「そうですね」というような形のものが入れば、より心のこもった回答をしているなというイメージを回答してくださった方には伝わりますよね。

それで、この239件の大半において、何て言うのかな、非常に支持するとか、支持するという意見が多いわけですよ。それで後は修正意見と、それから批判の意見とがあるわけなんですけど、そこら辺の割合とかパーセンテージっていうのを、これだけだとわからないんですよ。そういったものをどう提示していくかっていうことも、一つ公開の中では必要なことかなあというふうに思うんですけども。

それから、今言ったように「はい」とかそういうのを書いてると、これは是認したコメントに対しての答えだなというふうに思うし、それから、別のコメントが書いてあればその批判、修正に対して教育委員会の考え方を述べた部分だということが目で見えるんですけども、そこら辺の配慮をするかしないかっていうことですよね。

○委員長

じゃあ、もうちょっと進めていきますか。そうすると、今委員が言ったように「はい」と言ったほうがいいなというふうになるかもしれないし、また個別の回答でそうじゃないほうがいいのかもわからないもんですから、とにかく進めます。

では、200番。まず、最初の行のところでは、内容はもっともなことであり、異論はありませんと、賛成ですよ。で、ただしがあって、③の、下から3行目ですね、前文③の内容は憲章内容文で述べられていないように思います。1から6の新城教育を進めることが前文③に当たると理解するのでしょうかという。一応これ疑問なので、それに対して委員、ちょっと読んでいただけますか。

○委員

前文は、新城市の教育理念が書かれています。市長との関係を踏まえ、教育の政治的中立性・継続性・安定性の堅持はあえて加えています。1ないし6は行動目標ですが、達成をめざすことで中立性・継続性・安定性にもつながるものと思います。

○委員長

委員、何かありますか。

○委員

よろしいと思います。

○委員長

これでいいじゃないかということですね。あと、私思うには、この内容はこれでいい。あともう一つ、趣意書の中に、皆さん趣意書は持っておられますか。趣意説明書の中に、この特に1番ですよ、教育の中立性を担保しますという説明の中に、今のこの方のこの質問は非常に明確に述べられているものですから、それもちよっとつけ加えるといいかなと思いますね。

○教育長

それからもう一つ、これまでの議論の過程で、前文と本文のかかわりというのを随分議論してきたというふうに思うんですよ。この方は前文と本文の関係って第3文について1から6に含まれていないじゃないかということも問うてみえるので、そのあたりについても回答の必要性があると思いますけれども。

○委員長

そうすると、まず前文と本文については議論を闘わせてきましたと、しっかり検討してきましたと。それを踏まえていますよと、まずあなたの考えを踏まえていますよと。で、趣意説明書の1番のところをご覧くださいと、教育の中立性等について詳しく述べられてあるので参考にしてくださいと。そんなところでどうでしょうかね。じゃ、まずこの原文を載せて、今言った二つのことをつけ加えておくと。

じゃ、よろしいですか、はい。

では、256番。これは、児童生徒も理解し、声に出して唱えられるものに。言葉はできるだけ平易に。具体的に言うと、男女共同参画、異文化共生というのは難しいと。それから、叡智も難しいから知恵にしたらどうかと。それから、中立性・継続性・安定性は、中立性だけにしたらどうかという御意見ですけども。

それじゃ、委員、お願いします。

○委員

「平易に」の視点で作成していますが、子供向けというより大人を対象としており、格調高い憲章とするためこのような表現になっています。一つひとつの文言については、ちょっとここには説明は入れないですが。

○委員長

ここね、前に出た御意見として、男女共同参画についてはこれは男女平等にしたらどうかというようなこともあったんですけども、時代の要請に応じてつくられた言葉であるのでこのまま使いたいということでしたよね。

それから、異文化共生については多文化共生にしたほうがいいんじゃないかという御意見がありましたよね。それでちょっとそこを検討する必要があるので、まずそこですよ、異文化か多文化か。

それから、叡智か知恵かということになると、ちよっとこら辺あとまた御意見をお伺いしたいんですけど、そこの問題がありますよね。

それから、中立性・継続性・安定性というのは、まあ地教行法の一部改正ということに対して、これは国というのか文科省等も使っている言葉ですから、それはまあそのままここで使わせていただいたということだけですけども、そこら辺もちよっと検討する。

そういうことで、まず異文化共生か多文化共生か、ここら辺どうでしょう。確か委員が言われたんですけどよね。

○教育長

豊橋市は「多」を使っていたと思います。豊橋市がかなり強調している政策の一つですの  
で。

○委員長

外国人が結構たくさん来ておるとそういうことですよ。

○委員

県は多文化って言いますね。

○委員長

愛知県はね。

○委員

愛知県は多文化です。

○委員長

多文化ね。

○委員

セクションは多文化でやられてると思うので。

○委員長

ということで、豊橋とか愛知県だとか多文化という言葉を使っているようですので、これ  
は多文化に訂正しますか。

○委員

はい。

○委員

ここ、そもそもなんですけども、子どもの人権ということと男女共同参画、敬老、異文化  
共生もしくは多文化共生っていうこと自体がうまく並列していく言葉なのかどうかっていう  
ことが一つ問題かなと思って。

○委員長

それ、後で出てきますよね。

○委員

はい。それで、考えるのであればそちらとあわせてのほうがいいかなと思ったんですけれ  
ども、最終的には人間尊重ということ、人を大事にしますよって人間の尊厳を守ってい  
きますよというふうなことだと思ってるんですよ。

それで、何を想定して子どもって言っているのか、性別の話をしているのか、敬老って言  
ってますがこれ本当は子どもの人権と一緒に考えると、子どもだからとか、高齢者だからと  
かっていうことじゃなくて、敬老というのは高齢者を敬うっていうことなので、同一に扱う  
というふうな意味とはちょっと違うと思いますけど、また異文化、多文化っていうふうなこ  
とというの、うまく表現し直せたらいいなっていうことをちょっと思いました。

○委員長



はい、わかりました。ちょっと、皆さん、9ページをごらんください。

9ページの真ん中あたり、12番と249番、12番についてはこうあります。条文1に対して変更または削除を求める。「人間尊重」とは何か。人間を重んずる、人を大切に作る、両親祖父母や先祖に感謝する、他人に礼を尽くす、ということではないか。「男女共同参画、異文化共生」などは「左翼思想」の言葉。中立性を言う割には偏りがあると、まずこういう意見が一つあります。

それで、その下、「子どもの人権・男女共同参画・敬老・異文化共生など、」と4項目が並列されています。この「子どもの人権」については、「子供の人権保護」としないと他の項目と並列にならないように思えます。だから、ここら辺とあわせて、委員、検討すればいいですかということ。

○委員

はい。

○委員長

ちょっと委員、ついでにね、申しわけないですけど12番と249番のところ、一遍読んでいただけます。

○委員

はい。ここのところ、私は修正するという方向で回答をしました。子どもの人権、男女平等、敬老、多文化共生などに修正します。男女平等、多文化に置きかえてあります。男女共同参画、異文化共生が左翼思想の言葉とは考えていません、とコメントを入れておきました。

それで、249ですが、確かにそうですが、最後に人間尊重を貫きますと締めていますので、人権保護の立場と理解していただけるのではないかと思います。子どもの人権、男女平等、敬老、多文化共生などと修正しますとしました。

○委員長

ありがとうございました。

ここのところ、御意見お願いします。

○教育長

結局、指摘にあるように、これ内容的には異質のものなんですよね。何が一緒かということ非常に今日的課題が並べられているということで、じゃあ10年後にどうかということと変わって可能性もあるわけです。「人間尊重」についても最初のほうでは「人間第一」とかいろんな言葉があったんだよね。

だから、ちょっとこの文言全体として均斉が今一つとれてないことも確かなんですね。だから、そこら辺はもう少し練られた言葉にしていってもいいのかなと思いますね。

○委員長

一次案ではね、新城教育は子どもの人権尊重、男女平等、敬老の人間第一主義を貫きますと、こういうふうになっとなったんだよね。だから、男女平等になっとなったんだ。

○委員

ああ、そうなんですな。

○委員

子どもの人権尊重も入ってましたか。

○委員長

子どもの人権尊重って書いてある。

○委員

一行にするっていうことか。

○委員長

そういうこともあったのかもしれないね。

それから、異文化というのか多文化共生は入ってなかったね、この時点ではね。

○委員

うん。

○委員

全てを人間尊重っていうことでまとめてあるので、その前に何を求めるかっていうのが難しいものがあると思うんですよ。もっとほかのことを入れたいということもきっとあるでしょうし。その中で、並列的にという扱いにするのはなかなか難しいので、言葉のつながりとか響きとか、そういうことも考えて男女共同参画っていうちょっと言いづらい難しいイメージが強いのと、異文化共生っていう異文化っていうのも多文化のほうがわかりやすいっていうことで、ちょっとこのぐらいに修正するともう少しわかりやすくなるかなと思います。

○委員長

そうすると、249番の委員のたたき台はかなりわかりやすいかなと思うんですが、ちょっと確認したいことがあるもんですから。

まず、子どもの人権というのを、子どもの人権保護とか、子どもの人権尊重というふうにするかどうか、そこが1点ありますよね。

それから、男女共同参画を男女平等にするかどうか。

それから、異文化は多文化でいいじゃないかということなんだけれども、そういうふうにしておいて、最後に人間尊重を貫きますとこういうことになっておるもんですから、まあそのところは非常にわかりやすいかなと思うんですけど、こうやって並列に人間尊重を貫きますと、こういうふうにおさめたものですから、私が思うには最初の子どもの人権尊重とここの尊重が重なっちゃうので、これとっちゃうのかなってこと思うんですけど、だからそこら辺のこともあわせて、ちょっと検討してください。

○教育長

「人権保護」になれば重なりませんね。

○委員

保護ならね。

○教育長

だから、人権保護、共同参画、敬老、共生になると、いわゆる名詞と動詞のくっついた熟語が並ぶので、質的には一緒になってくるね。目的を持った熟語が並ぶということ。

○委員長

子どもの人権尊重よりも子どもの人権保護のほうがいいですか、そこは。

○教育長

またこれもいろんな考え方があって、尊重すべきかどうかと。子どもはやっぱりまだ教育される存在だから云々というような一方には意見もあるので、でも人権は保護されなければならない、虐待等でいろいろ世界的に見ても人権が無視されてる状況があるので、そういった面では保護でいいのかなと思うんですけどね。

○委員長

じゃあ、そこは今仮に保護にしておきますね。

次、男女共同参画にするか、男女平等か。ここはどうでしょう。

○委員

私、そこのところで細かく例示をすることはやめてもいいんじゃないかなと思えました。などがありますから。先ほど今日的な課題って言われましたけど、今日的な捉え方をすると何を加えるかで迷うことになります。人間尊重を主にして、子どもの人権保護、文化的なもの、性別とか老若も含めて多様なあり方を尊重するというようにまとめた方が、左翼思想との誤解を受けることがなくなるように思われます。市民憲章みたいになってしまうかもしれませんが。

○委員長

もちろんこれ、「など」があるものですからこれだけじゃないんだけども。

○委員

そうね、結局。

○委員長

ただ、具体的に言葉が出てきているとイメージは湧きやすいですよ。子どもがあって、男女があって、敬老であって、それから今度は日本だけじゃなくて多文化というふうになってくるものですが、わかりやすさはあると思うんですよ。

○委員

まあ、そうですね。あと男女っていいかどうかみたいな時代背景。

○委員

なるほど。

○委員

あるなとか。

○教育長

ただ議員の男女比率にしろ、企業の役職者の男女比率にしろ、いろんな面で世界と比べたときに日本が非常に少ないという現実も確かにあって、いろんな組織等の目標になっていることも確かです。この「など」がたくさんある中で、特にこの4つを事項として取り出している部分もあるんですよ、今日的課題として。

○委員

今、教育長が今日的課題っていうふうにおっしゃったんですが、今確かにこの4つで目玉というか大切なことだと思うんですね。ほかのところにもございましたけど、これからいろんなものが変わっていったときに、不易の部分とそうでない部分があるからその部分をどう

するかっていう意見もたくさんあったんですが、もし5年とか10年後にこの言葉がちょっとおかしいねっていう時代に入れば、またそのときに変えればいいんじゃないでしょうかというふうに思います。

今は、共同参画については議論の途中ですけれども、こういう言葉を入れたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長

委員、時間がくるので、ぼちぼちですよ。何か出かける前にね。

○委員

多様性っていうのはあってもいいとは思いますが、具体例、今日的課題ということであれば僕は載せてもいいのかなと思います、その4項目について。

○教育長

敬老以外の言葉は、まだ日本語としても余りなじみがない言葉だもね、こなれていない。

○委員

子どもの教育についても多様性って言われますしね。多様性って結構あるなどは思いますけど。

○委員長

委員のような考えもあるけれども、どうも今のところこの子どもの人権保護、男女平等、敬老、多文化共生というふうにするのが多数の意見かなというふうに思いますが。

それで、もう一遍ちょっと確認ですけれども、男女平等か男女共同参画かということで、ちょっと御意見いただきたいですが。前は、確か男女共同参画ということだったというのが、私の記憶に残ってるのでこだわってるんですけども、どうでしょう。男女平等のほうがわかりやすいと言えどもこれでもいいんですけども、時代の要請で男女共同参画というそういうことに今はちょっと重きが置かれているからこの言葉を使ったと、そういう御意見だったような気がしているんですけどね。

○委員

そうですね、前はそういう。

○委員長

前はそうでしたよね。

○委員

こういう言葉に変わってきたのは、それなりの経緯があったねっていうこと。ただ、男女共同参画っていうことが人間尊重っていうところにずっと入ってくるかっていうと、ちょっと違う気もするんですね。根底にはそれは当然あって、そこにつながっていかないことはないんですが。

○委員長

男女平等のほうがわかりやすいですか。

○委員

それはそう、多文化共生みたいなものをちょっとその辺の人間尊重というところにストレートにつながっていくのかいかないのかみたいなのところって、言葉が持つてるにおいみたい

なものとの整合性の話だとは思いますが。

○教育長

男女平等と男女共同参画、意味の範囲で言うと広い意味が男女平等ですよ、広義がある。

○委員

そうですね。

○教育長

それで、狭義が共同参画ですよ。ですから、男女平等っていうのはもうずうっと使いこなしてきた言葉なのです。なり入ってくるけど、共同参画はまだ新しい言葉なのでちょっと抵抗があるということであれば、もうこの際ね、今日的には共同参画なんだけれども、まあ広い意味でそれは男女平等の部類に属するので、じゃあ男女平等でいこうかと、言葉をかえてもいいかなと思います。

○委員長

じゃあ、ちょっともう一遍確認をしますね、今のところね。12番のところのたたき台のところですけども、子どもの人権保護を入れてもらって、あとは男女平等、敬老、多文化共生などに修正しますと。

それからその次、この男女共同参画、異文化共生は左翼思想の言葉とは考えていませんと。これはこういう形でよろしいですか、じゃあ。

そうすると、249番も委員のいうとおり、子どもの人権保護としましたよとそういうふうにしといてもらえばいいということですね、ここは。

○委員

確かに、保護を入れないと並列に近づかないという感じはしますけど、子どもの人権という言葉だけで人権尊重という意味合いは含まれていると考えられます。そう考えると、入れないほうが語感としてもいいものですから、ここに入れた方がいいのか、ちょっと迷うところです。私は保護がなくても、当然人権を尊重するという意味に受け取れるものと思っています。

○委員長

なるほどね。それで、もう一遍、そう考えるかって。

○委員

いや、もういいです。私、そう思っただけで。

○委員長

いやいや、だけど、考えてみれば男女平等でもそうじゃんね。さっきは男女共同参画という参画という動詞が出てきた、動詞じゃないけどまあ動詞的な言葉が出てきたのでいいんだけど、男女平等というのは今言った子どもの人権と同じような意味合いだから、保護入れなくてもいいかもしれんね、そういうふうに考えればね。

○委員

そうですね。

○教育長

さっきは、参画に対して保護だったけどね。

○委員長

男女平等にしちゃったもんね。

○委員

そりゃそうです、はい。

○教育長

子どもの人権について尊重を貫きますというふうにつながっていくわね、文脈としては。

○委員長

まあ、名詞でこういうふうに並べてあるものなら、それでいいと言えればいいんだけどね。そこに、敬老というと明らかに動きが入る。それから共生というその言葉自体にそういうような意味合いがあるもんですから、多少男女平等と子どもの人権というのと、ちょっと違うようなニュアンスはあるね。

○委員

子どもの人権保護って一つにすればまだ並ぶという感じはしますね、保護するだったりだとか、敬うだったりとかっていうふうなことになる。子どもの人権だけの場合の座りの悪さは感じたことは何か理解できる。

○委員長

それ、私もわかりますね。

○委員

そうですね。

○教育長

どうするんだっていうところで、男女は平等、老いを敬う、多文化共生と、一応どうするんだっていう文があるわけです。すると、子どもの人権どうするんだがないので、だったら保護を入れた方が分かりやすい。

○委員

はい。

○委員長

じゃあ、いいですか。

○教育長

どうするということを尊重するということ。

○委員

はい、結構です。

○委員長

じゃあ、そういうふうに249番のところ、子どもの人権保護としますよと、そういうことでそこ書き直していただくということ。

それでもう一遍最初に戻りますよ。1ページのほう。

男女平等にしました。異文化共生は多文化共生にしましたが、難しい言葉がありますよと。そうしたときに、もう一つ叡智を知恵にしたほうがいいじゃないかと、こういうような意見もあるんだけど。そこどうでしょう。

○委員

これは、原書案を作成するときに、そういう意見も出たと思うんです。だけど、叡智だって教育長がおっしゃったものですから、それはやっぱり思いがおりになると思うので、私は叡智でいいと思うんです。ただし、難しい言葉についてはその解説書っていうんですか、そういうもので教育長が説明していただくということでいかがでしょうか。

○委員長

解説書というのは、この趣意書以外に。

○委員

趣意書以外に。

○委員長

解説書というのをつけてね。

○委員

ええ。はい。

○委員

なるほどな。

○委員長

解説書だって。

○委員

それは意見としては出ておりましたね、そういうことを求めるというのは。

○委員

叡智って到達点なんですかね。

○教育長

到達点じゃない。

○委員

じゃないですよ。常に変わってきますよね。

○教育長

やっぱり人間の知恵っていうかな、知恵のより磨かれたものとして存続するもの。それらがいろんな危機や困難に対して最高の行動を生み出すものが叡智です。

○委員

そうですね。

○委員長

でも、漢字は確かに難しいじゃんね、この叡智っていうね。

○委員長

比叡山の叡だからね、これ。

○委員

でも、そっちの字のほうがいいでしょうね。

○教育長

研ぎ澄まされた感じがしてくるね。

○委員長

英語の英にしちゃいけないですか、これは。

○教育長

意味は一緒ですけどね。

○委員

あっそうなんですか。

○委員長

辞書見るとね、叡智であり、英語の英知とかね、それを使っている。同じですよ。

○委員

あっそうなんですか。へえ。

○委員長

で、もともとは多分違っと思ったと思うんですが。

○教育長

英語の英に知ると書いても間違いではないです。

○委員

まあ、この機会に覚えてくださって気持ちもありますよね。

○委員長

それはそうだけど。

○委員

ここの部分が気に入っているっていう意見も何人かあった気がするね。

○委員長

そうだよ。それもあったね。

○委員

はい。

○委員長

それもありました。

○委員

そしたら、これ生かしたいですよ。知恵にかえるっていうよりは叡智のほうが言葉としての。

○委員長

格調の高さ。

○委員長

こちら辺は受け手の受けとめ方にもよるものですから、いいなという人もおれば何を言ってるかわからんとかそういうこともあるし。

それじゃ、格調高い憲章にするためこのような表現になっておりますと、そういうことでいきますか。

256番のことにもう一遍戻りますよ。

○委員長



叡智を知恵にしたらどうかという意見に対しては、考え方として格調高い憲章にするため、このような表現になっておりますということで、これでいいですか。

○委員

別途解説書を設けますと。

○委員長

どうしますか、それは。

○教育長

いずれ設けないといかんでしょうね。

子ども向けというより大人向け。ということはどういうことかという、子どもにも知ってもらいたいがために、言葉を覚えてもらいたいがために全文ルビにするという話し合いがなされてきたはずですので。

○委員長

だから、そうすると「平易に」の視点で作成していますが、格調高い憲章にするためこのような表現になっていきますと。それはそれでいいとね。

○教育長

ここ何か「格調高い」のとは別の言葉がないかね。「格調」というよりも、より本質的な意味を伝えたいがためにという、格調じゃなくて。

○委員長

本質に迫るということか。

○教育長

この意見は、叡智と知恵の問題だよね。

○委員長

今のその部分のところはね、はい。叡智を知恵。叡智と知恵はやっぱり意味が違って、そういう叡智を理解してもらいたいというそういうことだよね、ここはね。

○教育長

だから、そういった意味合いのところを、この格調高い憲章にするためじゃなくて、知恵でなく叡智を使ったのは、叡智の語を使用したのはこういう意図ですという形にしたほうがいいんじゃないのかな。知恵でなく叡智の語を使用したのは、より根源的な「生きる力」につながると考えたからですと。

○委員

漢和辞典で調べたくなりますね。

○教育長

ぜひ調べてください。

それから、下の3語については、やっぱりほかでも大分指摘ありましたよね。特に、安定性という言葉を使わないほうがいいという。

○委員

ありました。

○委員

変わろうとしないとか、旧態依然としたままでというようなその変化をいとうっていうようなにおいがするところとかが嫌なんだろうなっていう気はするんですね。中立性に関して反対というのはしづらいので、ここはあんまりないと思いますし、きっと自分は真ん中だとみんな思ってると思うので。なので、そうですね、継続性と安定性についてどうするかっていうのは。

○教育長

対外的に公式な場では、この文科省の使用するその中立性・継続性・安定性を使うんだけど、新城教育としてはどうだということを問われたときに、特にこの憲章の意図は中立性、中立性を維持するっていうの何のためかっていったら教育の継続性が大事だからという。この二つの意味合いが非常に強かったと思うんですね。安定性については、それほどの意図はなかったと思う。そうすると、3語を使わずに、この指摘のように2語だけを使ってもいいかなど。つまり、継続性の中に安定性は含まれてくるもの。何で使わなかったんだっていうことになったら、そういうふうに答えられるんだけど。

○委員長

わかりやすさっていうことですよ。

○委員

安定性っていうこと自体、どういうことなんでしょうか。

○教育長

不易流行の不易の部分なんですよ。

○委員

ある意味どんな状況であっても学ぶ機会を保障されているみたいなどころもあるんだろう。

○委員長

そうですね。

○委員

そんなことより芋作れと言われた時代があった中や、そんなことより国を守るために銃をとれと言われている国があるように、学ぶということは安定的に保障されなければいけない子どもの権利だよっていう。

そう思うと、安定性ってそれだけの意味じゃないですよって伝えたいところもあるんですよ。

○教育長

教育を受ける権利。

○委員

そうですね。その部分がこう不安定じゃないというか、大事なことだったりしますよね。

○委員長

そうすると、中立性・継続性・安定性のそれぞれの意味をもうちょっと説明しておく必要があるね。

○委員

そもそもこれを言い出した時点っていうのがあると思うんですけども、それをひも解けれ

ば通じるかな。

○委員長

わかればね。

○委員

あと、継続性とか、安定性って言われているので、やっぱりこの地域としては形式の中での学びではなくて、地に足のついた学びっていうのをどうしていくのかっていうのが非常に大きなことなので、私たちはそこをすごく注視してきて、大事にしていますよっていうような思いもありますね。本来の学びって何なんだっていうところがあるのかなという。

○委員長

そうだね。多分、もともとこの言葉が使われたのにはそれなりの意味があると思うんですよ。中立性だけじゃなくて、やっぱり教育というのが、その時代の流れによって不安定なものになってはいけないから、きちんと安定したものにしたいというね、そういうもう少しきちんとした説明ができるような意味合いがあって、国が使っとるわけですからね。

だから、その意味をきちんと書いておけば理解はされると思うんですよね。

○委員

教育行政の中では、これやっぱり3つの言葉がセットになって使われてますよね。

○委員長

そうそう。

○委員

ですから、そいつをあえて削るっていうふうにするのもどうかなとも思いますので。前文のところですのでね、それは。

○委員長

大事なところだもんね。

○委員

そこは、はい。置いておいていいのではないかなって思うんですけど。

○委員長

この中立性・継続性・安定性という少し難しい感じもするかもしれませんが、中立性はこうですと、継続性はこうですと、安定性はこうですと、こういうような意味合いがあって国のほうでもこれを大事にしているので、私たちもそれを尊重してこういうふうにしていきますというように説明をつけておけば、理解される可能性はありますよね。

○委員

問い直してもいいのかも。今こそほんとに問い直してもいいのかもしれないですよ。言葉だけがずっと残ってきていたところなんだけど、自分たちがいつの間にかそれを言った理由を忘れてるっていうところはあると思うので。

○委員

言葉の説明がたくさん要るようになりますね。

○委員長

それはやむを得ないね、やっぱり。

○委員

子どもも読むということであれば、やっぱり必要ですよ。

○委員長

これ、大人でも何で、一般的には継続性・安定性はなくともいいぞと、こうなっちゃうもんね、中立性だけで。

前、厚生文教委員の方たちが見えたときに、これは難しいってすぐ指摘されましたからね。

○委員

すごいたくさんの背景を背負った言葉なので、難しいって言われるの、もっともだと思っ  
たんですよ。

○委員

そしたら、やっぱり国がその言葉を出すということは、大勢の方が吟味して、こうやって  
もんでから出されていると思うので、やっぱり何か重要な意味が付されているという。

○委員長

そうですね。

○教育長

文科省のホームページでも詳しく説明されております。

○委員

そうですか。

○教育長

うん、教育の安定性について。例えば、教育委員が一度に変わらず順次期間をおいて変え  
ていくといった安定性と。それから、学校運営についてもほんとに教育方針等が校長や担任  
によってころころ変わるんでは、子どもたちも学ぶ力がついていかないと、そういった部分  
で安定性が重要だとかをホームページで説明しております。

○委員長

なので、そこら辺もう少し簡単にここに述べて、この3つの言葉、大事にしていきたいと  
いうようなそういうことを述べますか。それでいい。

○教育長

安定というイメージから受けるそういった意味合いだけでなくって、もっと教育の質的な  
意味で必要な要素だということなんだよね。

○委員長

じゃあ、そういうことでいいですか。具体的な文言はまたちょっと後で検討するというこ  
とでいいですか、それについてはね。

○委員長

じゃあ、中立性・継続性・安定性については今言ったようになぜこの言葉が使われている  
かということの説明して、私たちとしてもこれを尊重していきたいと、そういう形で書くと。

それから、257です。これは、基本的には先ほどの「市民総ぐるみ」「築ける人」「中立  
性・継続性・安定性」の3つのキーワードが明確に提示されていて、理解しやすいという  
ふうを書いてあるものですからいいんですよ。

主語と述語についての質問があって、「新城教育は」に対する述語のあり方、述語「貫きます」はマルだけでも、述語「身につけます」はバツだと。主語の「わたしたちは？」修飾することば「命に限りあることを知り」バツと。このことについて、ちょっと皆さん御意見いただきたいんですが。ちょっと委員、読んでくれる。

○委員

市民憲章でなく教育憲章ですから、新城教育は〇〇しますと宣言する形にしてあります。御指摘の新城教育が「マナーを身につけます」の文は確かに文法的にはおかしいかもしれませんが、語感としてはこのままでもよいと思われれます。同様に、「命に限りあることを知り」は子どもには違和感があるかもしれませんと、ちょっと判断が余り苦しい説明ですね。

○委員長

要するに、この人の言うことは私はよくわかるんですよ。国語の文法的には、多分この人国語の先生かもしれないけど、ちょっとね、そういう響きがあるんですよ。

○委員

この話は、前に。

○委員長

出ましたね。

○委員長

何回か、話し合ったことなんですけどね。

○教育長

そうですね、教育委員会会議の中でも大分議論しましたよね。

それで、市民憲章はどういうふうな記述になっている。わたしたち新城市民は何々しますって言ったっけ。

○委員長

新城市民憲章。市民憲章は、前文があって本文はね、「ふるさとを愛し、きれいな水と緑を大切にします」と。「わたしたち」っていうことがここにはない。

○教育長

ない。

○委員長

前文の中に、「わたしたち新城市民は、自らが主役となって元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちをめざし、ここに市民憲章を定めます」ですよ。それで、本文は条文だけです。「ふるさとを愛し、きれいな水と緑を守ります」。

○教育長

そうすると、主語は「わたしたち新城市民は」ですね。

○委員長

まあ、基本的にね。

○教育長

「〇〇します」ですね。

○委員長

うん。

○教育長

「〇〇しますと」。だから「この市民憲章でなく」なんだから、市民憲章がどういっとなるかっていうことも具体的に書いたほうがいいと思うので、市民憲章では、「わたしたち新城市民は、〇〇します」と述べておられますと。これは、教育憲章ですから「新城教育は〇〇します」と。市民憲章の述べ方もここへ述べておいて、教育憲章の述べ方を書いたほうがわかりやすいね、きっと。

○委員

前に話をしたときには、新城教育は何々します、新城教育は何々しますということではなく、みたいな話じゃなかったでしたっけ。新城教育はって一番初めにバンッと銘打っておくみたいな形にしておいて、そこの誓いを6つ並べましたみたいなそういうことでいいんじゃないのっていう落としどころで、マナーを身につけますをこのままにしたんじゃないかな。

○教育長

「新城教育では」にするか、「は」にするかってね。

○委員

そう、その話です、そうです。

○教育長

「新城教育は」とか、あるいは「新城教育では」にするかというような議論の中でね。

○委員

それで、そのことなんですけど、この読み方はこの順番どおり、「新城教育は、」1、貫きます。それで、2、にいったと順番にいくのか、あるいは「新城教育は、」で全部漢字の一、一、一を6個つなげていくのか。

○委員長

ありますね、そういう認識がありましたね。

○委員

はい。それかどちらかだ、どちらの読み方だっていうことにもつながると思うんですけど。

○委員長

文法的にはおかしいかもしれませんがってね、述べているんだけども。

○委員

主語を「新城教育は、」ってすると。

○委員長

主語を「新城教育は、」とすると。

○委員

そうなんですよ。

○委員長

ね、そうなっちゃうね。

○委員

そうですよ。

○委員長

確かにそのとおりなんです。だから、「新城教育は、」って6番いきますよね。マナーを身につけますっていうとね。これちょっと変だね。

だから、「新城市民は、」なら全部当てはまるんだけどね、これ。

○委員

身につけさせますみたいなことでしたよね。

○委員長

そうそう。新城教育をとってしまうか、「新城市民は、」にするかとか、いろんな方法があるかと思うんですよ。主語、述語の関係で、新城教育を主語にすると、確かにこの指摘はそうなんです。

○委員

「では」では、まずかったですか。

○委員長

「新城教育では」ね。

○委員

検討されたということですけど。

○教育長

6番だけだね、主述がうまくいかんのは。1から5の主述はうまくいくよね。

○委員

そうですね。6だけです。

○教育長

指摘は。

○委員

身につけます、多分。

○教育長

6番だね。

○委員

はい。

○委員

よく読んでいただいた先生ですね。

○委員

実践しますでもいいかもしれないですよ。

○教育長

よい習慣・マナーを、それで共育を実践しますか。

○委員

共育を実践します。

○委員

共育12が。なのでもう、実践します、「新城教育は、実践します」だったらおかしくないですよ。

○教育長

端的だね。わかりやすくて。

○委員長

実践に努めますとか、実践に力を入れますとかいうことはいうけど、実践しますっていうとちょっと違うような気はするんだけど、どうかね。

○教育長

共育12の実践に努めます。

○委員長

なるわね。

○委員長

それか、これ「新城教育は、」を主語にするのだったら、新城共育12の実践に努め、よい習慣・マナーを身につけさせます、だよ。

○委員

身につけさせますっていうと、上から目線でまた言われると思うんですけど。

○委員

そうなんです。

○委員長

上から目線だね。何か無理やりやらされちゃうって感じになっちゃうからね。

○委員

新城教育憲章っていうのは、わたしたち市民は、新城市民はっていう、市民みんなの憲章なんだよって、こういう教育を守っていくんだよっていうふうなことをみんなで誓いましょうよとっていて、新城教育はその行動に当たる実践項目を挙げていますということなんで、やってちょうだいよじゃなくって、自分たちがいただいている憲章なので、それを自らこうしますよってっていうのがこの構図になるのかなっていう気がするんですよ。

○委員長

この「新城教育は」っていうのがどうしても必要ですか。これがないとまずい。

○教育長

「わたしたち新城市民は」だけだと、何か市民憲章と主語としては変わらんですよ。ただ、「市民総ぐるみ」でだから、わたしたち新城市民は基本的に考え方としてこの3文を進めていきますと。特に、教育という視点で言うと、この5点なり、6点を進めますという主語で、二つの主語を置くというふうに議論してきたんだよね。

○委員

あとは、そのインパクトですよ、「新城教育は」と。

○委員

やっぱり「では」いうよりは「は」のほうがインパクトが強いですよ。そういうことで。



○委員

そうですね。

○委員長

わかりやすさがね。

○委員

それで、「は」にしたんですよ。

○委員

そうでした。

○教育長

だから、さっき委員が言われたように、「新城共育12を実践します」で通じるでしょ。

○委員長

新城教育は新城共育12を実践します。

○委員

通じます。

○教育長

通じるよね。

○委員

それはいいと思いますが、そこだけ簡潔な一文になるのですが、それは構わないですか。ほかのところは2文になっているのですが。

○教育長

別添、詳しく書いてあるというか。

○委員長

あと、それに関連するような内容もありましたね。それぞれの条文が、最初に行動目標みたいなのがあって、次に実践項目になる。実践項目があって、行動目標があるという。全部がそうなるからわかりやすいついていうそんな意見もありましたよね。

○教育長

そしたら、逆にしてよい習慣・マナーを身につけるため、新城共育12を実践しますと。ひっくり返せば同じ語調になるんですか。

○委員

そのほうがよさそうですね、はい。

○委員

そうですね。やっぱり、何で共育12があるんだっていうときに、よい習慣・マナーを身につけるためよっていう説明文というんですか、それがやっぱり気づかされるというところもあると思いますが。

○教育長

じゃあ、よい習慣・マナーを身につけるよう新城共育12を実践します。

○委員

「つけるよう」ですか、「ため」のほうがきれいな感じがしますが。

○教育長

ここだけはっきりした目的になるんだよね、「ため」になる、1から5、比べたときに。

○委員

なるほど。

○教育長

「身につけられるよう」か。「身につけるよう」なんか、「身につけられるよう」なのか。単に、よい習慣・マナーを身につけるためだけじゃないので、結果としてそういった習慣が身につくということであれば、「身につけられるよう新城共育12を実践します」と。

○委員

もしくは、「マナーが身につくように」とか。何か苦しいですね。

○委員長

身につくようね。

○教育長

短いほうがいいね。

○委員

そうですね。

○教育長

身につくよう。

○委員長

マナーがですね、そうすると。

○教育長

「よい習慣・マナーが身につくよう」ですね。

○委員

習慣とかマナーに当たるような言葉で、共育12を包括する一語ってないもんですかね。あつたら。

○教育長

礼節。

○委員

礼節ですね。

○教育長

余計難しい言葉だつて言われちゃうね。

○委員

かたいですね。

○教育長

覚えてもらうために使ってもいいけども、何か古めかしい感じがするよね、ここで礼節を出す。

○委員

やっぱり、習慣・マナーが今できていない子が増えているということなので、この言葉の

ほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○委員長

じゃあ、今のところは一番下のところね、「よい習慣・マナーが身につくよう新城共育12を実践します」と、そういう形にしますと。

もう一個、あるんですよ。修飾することば「命に限りあることを知り」、これもバツだと。今度2番ですね。新城教育は命に限りあることを知り。

○教育長

これも随分議論しましたよね。

○委員

そうです。

○教育長

「命の大切さを知り」とか、「生命を尊重し」とか、何かたくさん今使われている言葉が出てきたんだけど、やっぱり大切なのは命は永遠にあるものではない、必ず死は誰にも絶対に訪れるものです。それぞれ限りあるものだから、その限りある中で自分も精いっぱい生きるとともに、他者とのかかわりも時間も大切にしていこうというような意味合いで、この言葉になってきたんですよ。

○委員

やっぱり、インパクトがすごくある言葉だと思います。

○委員長

そうですね。

○委員

はい。

○委員

そういうことです。

○委員

これは譲れない言葉だと思います。

○委員長

「命に限りある」というところはいいと思うんだけど、それを「知り」ということになっちゃうと新城教育が知るというその国語的な意味合いを指摘してるんですね、この人は。

例えば、「限りある命を大切にし」とかね、そういうふうになればまたちょっと違ってくるんだけど、「新城教育は命に限りあることを知り」というふうになると、教育が知るわけだからちょっとそこら辺がどうかというそういう指摘ですよ、これは。

○委員

これ、修飾語がおかしいっていうふうに指摘してあるかもしれんね。修飾語。

○委員長

修飾語というより。

○委員

これ、修飾語じゃないですよ、これ。

○委員長

要するに、このつながりが悪いということですね。

○委員

そうですね。自分はこれ、この文はいいなと思って。ただ、子どもには違和感があるだろうなっていう、ただそういう雰囲気は感じたんですけど。

○委員

根本的なことお尋ねしていいですか。

○委員長

どうぞ。

○委員

「新城教育が」に対する述語が、全部しっかりした述語で終わらないとだめなんですか。違和感が少しでもあったら。語感とか、音の流れとかそういうものでは判断してはだめなんですかね。全部、やっぱり文法的にきちっとしてるものを求めるべきなんですか。

○委員長

基本的にはそうだと思いますよ。やっぱり、文法的に変だっていうふうになっちゃうとね。正しい日本語、やっぱり伝える必要があるものですから。

○委員

でも、そうするとやっぱりいい言葉でも使えなくなるっていう恐れ、ありますよね。

○委員長

うん、そうです。だから、それはそこを私、吟味していくっていただけで。

○委員

そうすると、さっき委員長が言われた「限りある命を大切にし」っていうのがびったりするような感じもしますがね。

○教育長

だから、教育憲章に「限りある命」という言葉を入れることで限りある命を知るというふうにしていくわけですね。

○委員

「限りある命を大切にし」っていうことだと、命を大切にすることになるんですよね。

○教育長

一緒になんないね。

○委員長

そうそう。

○委員

で、ここで言いたいのは、有限であることの意味を深く考えましょうって、有限であるからこそ輝きのある人生の送り方っていうのを考えたいんだという非常に東洋思想的なあれですよ。西洋思想だと死ぬのやだ、死ぬの怖いみたいな話の感じですけど、これはそうじゃなくって、それを受け入れるところから始まる考え方なので、命を大切にするそのものとはちょっとまた異質なことを伝えたいというのがもともとなんですよ。

○委員長

意味はわかりました。委員が言うとおりにただけど。

○委員

書けるのかっていう話なんですよ。

○委員長

うん。

○教育長

その「命を大切にする」も、「限りある命を大切にする」も似たようなニュアンスで捉えられるからね。

○委員

でも、何か違いますよね。

○教育長

それじゃ、「命に限りあることを学び」か。

○委員長

学ぶっていうとね、「新城教育が学ぶ」っていうことになっちゃうわね。

○教育長

あっそうか。

○委員長

うん。

○委員

この「知り」という言葉に関しては、随分考えに考えて「知り」にしたんですよ。

○委員長

そうそうそう。

○委員

それで。

○委員長

そのときはそうだけど、ただただこういう形で御意見が出たものですから、それに対してきちっと回答しないとイケないですからね。私は、確かこうこうこういう意味でやりましたよってそれでもうよければそれでいいんだけど、国語的にどうかってことを言われるとね、やっぱりちょっと気にはなるじゃん。

○委員

どこにかかっていくかみたいなことにもなるんですよ。

○委員長

1番はそうですか。

○委員

そうですね。

○委員

例えば、この言葉を別の言葉に置きかえるとすると、ある方が私はこの「命に限りあるこ

とを知り」というのがとても好きですっていう方の気持ちを無視することになるわけですね。

○委員長

そういう考え方って、すごく大事だと思う。委員の言ったとおりなんだけど。ただ、この方にもちょっと答えていかないといけないので。

○教育長

ただ、この「知り、創り」という並列なんだよね、「新城教育」は。だから、両方とも行動目標なんだよね。

○委員

そうですね。私は、そういうことを知った上での、その後が続くみたいな。

○教育長

順序性はあるけども。両方とも「知って、創る」という。修飾語がおかしいか。

だから、修飾してないんだよ、これは。並列だもんで。

○委員

してないですよ。

○委員長

だから、この人。

○教育長

だから、修飾ではないと。

○委員長

そう。まず、これは修飾じゃないよ、修飾じゃないけど。だから、この人書き方がちょっと悪いけど、言いたいことはこうやって読んでいくと、この真ん中にある「命に限りあることを知り」というのが、新城教育に対してどうなのかなっていうそういう指摘だと思うんですね。

これとこれ、全く逆にしちゃいかんのか、これとこれを。

○教育長

主語を。

○委員長

これとこれをそっくりかえる。全然、意味が違ってきちゃうか。

○教育長

こちらが具体だよ。こちらは総括的な分だよ。だから、総括、具体、より具体になってるわけですね、3段階で。そうか、教育憲章だから、新城教育はこうすると。わたしたち新城市民はと。

○委員長

そうすれば何の問題もなくなるよ。

○教育長

なるほど。だから、何を上位とするかということなんだよね。確かにいるね。

○委員長

じゃあ、ちょっと今、提案しますよ。

要するに、この1番から6番のそれぞれの条文は私たちが吟味してきた条文で非常によい内容だと思うんですが、主語を新城教育とするために、ちょっとやっぱりこの文章はどんなのかなというふうに思えるところがあるんですよね。だから、一般市民の方からもこういう指摘を受けるので。

それで、私、よく考えてみてね。やっぱり、この「新城教育は、」というところをむしろ「わたしたち新城市民は、」というふうにすれば、全てうまくいく。

そして、上のその前文、この3つの文章からなってる前文は、これは実は新城教育がめざすべきことなので、「わたしたち新城市民は」と、「新城教育は」をそっくり入れかえる。それで、上に「新城教育は」として読む。それで、次のところを、「わたしたち新城市民は」というふうにすると、文章的には非常にうまくつながるんじゃないかというのが、私の考えなんだけど。それ、今までの趣旨と違ってきちゃうかな。どうですか。

○教育長

だから、ある面教育憲章だから、教育憲章、新城の教育は何をやるんだということを冒頭に述べて、そして具体的な市民の実践目標を述べていくということであれば、それでも通じますよね。私たち新城市民はあくまでも市民全体でこの教育を実践しようということだったので、冒頭に「新城市民は」を持ってきたんだけど、当然その新城市民がする内容は新城教育をこういうふうにしていこうということなので、「新城教育は」を持っていくと、新城教育の普遍的なあり方が前文の3文で述べられて、そして具体的市民住民が何をするかという行動目標がこの6つに集約されるということであると、いわゆる教育の目標と、市民・住民の目標ということであると、行動目標は本来人がやるものなので下へ市民がくると非常につじつまが合うということは、なるほどなという。

○委員長

そうすると、文章はそっくりそのまま、何ら変える必要ない、そうすればね。

○委員

すばらしい。

○委員長

ただ、最初つくった意味合いと変わらなければそれでいいじゃないかなと思うんだけど。

○委員

なるほど。

○委員長

下のね、6つの文はこれは「わたしたち新城市民は」というふうにすれば、全く直す必要ない。違和感も全くないです。だから、主語、述語の関係から言ってもね。

それで、ちょっと上、読んでみましようかね。新城教育は、「新城の三宝」（自然・人・歴史文化）を故郷の誇りとし、共に過ごし共に学び共に育つ「共育」を市民総ぐるみで進めます。そして、命を尊び、叡智を磨き心身を鍛え、自他の幸福を築ける人をめざします。また、教育の普遍的な使命に照らし、その中立性・継続性・安定性を堅持しますでどうですか。

○委員

「人をめざします」のそこだけがちょっと違和感がありますけど。

○委員長

なるほど。

○委員

あとはいいような気がしますね。

○委員長

「めざします」ね。

○委員

私も同じところ、思いました。

○委員

そうですね。

○委員

うん。

○委員長

「めざします」ね。

○委員

「新城教育は人をめざします」っていうふうになっちゃいますからね。

○教育長

パブリックコメントで、このところ指摘してあったよね。

○委員

はい。

○委員

「築ける」を、ほかに変えたらどうかっていう意見があったんです。

○教育長

「築ける」を、何だったっけ、「求める」だっけ。

○委員

「求める」、はい。

○委員

という、憲法にのってますよね、「求める」、そういうのできっと。

○委員長

「育てます」とか、「育成します」とかね。

○教育長

でも、この、つながらなくてもいいよ、「めざす」。

○委員長

でもね、つながるんじゃない。

○教育長

教育の目標だもんで。

○委員長



「新城教育はめざす」だもんね。

○教育長

うん。

○委員

人をめざすことになっちゃう。

○委員長

人づくりをだね。

○委員

人づくり、そうですね、

○教育長

人づくりっていう言葉、入れたくないね。

○委員

そうですね。

○委員

新城教育は。

○教育長

築ける人間をめざす、やっぱりおかしいな。

○委員

「つくります」って、これおかしいですかね。「人をつくります」。

○委員長

「育てます」とかね、「つくります」とかね、「育成します」とかね、「養います」とかね、そういう言葉ならいいと思うけど。どれがしっくりくるかだね。

○委員

新城教育が幸福を築いてもいいんですよ、でも。

○委員

人を。「新城教育が自他の幸福を」、このままじゃいけないですけども、「自他の幸福を築きます」、教育によって幸福を築くっていうか。

○委員長

「人をめざします」をやめちゃってね、築きますでしょうね。

○委員

築きます。

○教育長

めざす人間像、めざす子ども像ってすごく大事なことだと思う。

○委員長

人の育成をめざしますとか。

○委員

もしくは、人を育成しますでも。

○委員

それぐらいですね。

○委員長

そうだね。育成しますで、はっきりしますけどね。

○教育長

「教育はこういう人間をめざします」、通じないでもないと思うけどね。

○委員長

わからないね。

○教育長

3文、「進めます」「めざします」「堅持します」っていうこの述語の同列に並ぶことも大事なことだと思う。だから、この「めざす」かわりに動詞が何かくればいいんだけども。「育みます」。

○委員長

そうそう。育みますね。

○委員

ここが、「堅持します」も「進めます」も力強いので、力強い動詞がいいですよ。

○教育長

めざしてもいいんじゃないのかな。

○委員

新城教育は築ける人をめざします。

○教育長

まず、主語を変えることについてどうかの結論を出しておいて。

○委員長

そうだね。

○教育長

ほかのパブコメの検討の中で、また見えてくるかもしれませんね。

○委員長

そうですね。

じゃあ、今の「人をめざします」のところに若干気になるところがあるけれども、そっくり主語を入れかえるというそんな案はどうでしょう。いいですか。

○委員

はい。

○委員長

じゃあ、まずそれ入れかえるね。そうすると、1条から6条まではそのまま、もとさっき直したけれども、もう直さずに使えるので。例えば、6ですよ。

○教育長

6だね。

○委員長

うん、6。例えば、6とか、2とかね。1は、さっき直したのでそんなもんだけど、そう

すれば、「わたしたち新城市民は」、2ですよ、命に限りあることを知り、「感動・創造・貢献の喜び」のある人生をつくります、問題ないですよ。

○教育長

いいです。

○委員長

それから、6もそうですけど、わたしたち新城市民は「新城共育12」を実践し、よい習慣・マナーを身につけます、でばっちりでしょ。

○教育長

目的は、よい習慣・マナーを身につけることだからね。共育12は手段だもんね。

○委員長

そうそう。だから、それはもうすごくいいんですよ、そうすれば。

はい。それじゃ、それはそれとして、もう一つさっき委員から出たね、これ何番だったのかな、ちょっと委員、何番だかわかります。要するに、何を言われたかということ、一つ、一つ、一つと、1、2、3、4、5、6じゃなくて、一つ何々、一つ何々とそういうふうにするべきじゃないかという意見がありましたよね。ちょっとそのことの検討も同時にしたらどうかということでしたね。

○委員

184番と。それと、83番です。

○委員長

4ページの。ちょっと確認しますよ、そうすると。83のところは、1から6の表記は順序性を示しますと。意味は違うので、全て「一、」でよいじゃないかと。これで検討させていただきますになってますね。

じゃあ、184、同じことがありますね。優先順位ととらえてよいのか。もし、そうじゃないなら、並列なら「一、」となるだろうと。検討させていただきますので。ちょっとこれを検討して、きょうはちょっと最後にしますか。

じゃあ、これ検討して、ちょっときょうは一応締めて、またあした、あさってでしたかね。したいと思いますので。どうでしょう、この意見。

○委員

「一」でいいような気がします。

○委員長

「一」でね。

○委員

私もそう思います。

○委員長

それでいいですか。今、「一」でいいじゃないかという意見が出ましたが。「一、一、一」と。順序性は特にありますか。ないですね。

○教育長

高低はあるけれども。

○委員長

どれが1で、どれが2でなければ困るっていうわけじゃないですよ。

○委員長

そう考えれば、委員もそれでいいですか。

○委員

はい。

○委員長

じゃあ、これは検討の結果、そうさせていただきますと、そういうことやね。

○教育長

漢字の横か、「一」は。

○委員長

そうだね。縦書きなら、もうね、もちろん今の漢字の「一」でいいんだけど。

○委員

でも、横書きでも「1」ですよ。縦じゃ、「1」じゃおかしいね。

○委員長

数字の「1」じゃおかしいかね、やっぱし。

○委員

そうですね。

○委員

それはやっぱり、うん。

○教育長

縦書きだと順序性を何かあらわすようなイメージがあるよね。それじゃ、横書きで「一」、点をつける。

○委員

漢数字、「一、」ですかね。

○教育長

読点をつける、つけない。

○委員

読点、つくんじゃないですか、こういうときって、どうですか。

○委員

そうだね。

○委員長

ある場合もあれば、ない場合もある。

○教育長

ちょっと、目ざわりかな、点が全部つく。

○委員

何か、「一」っていうと古臭いといえど古臭いんですよ。

○委員長

古臭いですね。

○委員

でも、ハイホンみたいに見えますけど、点がなかったら。

○委員長

点がないとね。

○委員

ええ。

○教育長

あれ、市民憲章は何でやったった、この並びは。

○委員長

ちょっと確認しますね。

○教育総務課長

何もないです。

○委員

ないですか。

○委員長

ないんですよ。

○教育長

黒ポツか丸は。

○教育総務課長

何もないです。

○教育長

なんもないか。

○委員長

何もないです。

○委員

それでもいいですけどね。

○教育長

うーん。

○委員

何もないってどういうことですか。

○委員長

みんなで唱和するだったらね、一つって言ったほうが唱和しやすい。

○委員

そういうことですか。わかりました。

○教育長

しやすいね。

○委員

そろいますから、そこで。

○委員長

壇上に出た人が、一つって言うとみんなそろって言いますからね。唱和するんだったらね。

○教育長

そうか、ハイホンに見られるんだったら読点つけたほうがハイホンに見られんからね。

○委員長

それはそうだね。わかりました。委員の言うことがよくわかります、それは、確かに。

○教育長

それじゃ、「一、」点つけときますか。「一、」と、あくまでも「一、」。ルビ要るの。

○委員

いいじゃないですか。

○委員長

それはちょっと見苦しいですね。

じゃあ、そういうことでいいですね。

○委員

毛筆体だったら見えないですけどね、ハイホンには。

○委員長

確かに、印刷だったらね。

じゃあ、本日はここまでにしたいと思いますけど、部長さん、課長さん、何かあります。

○教育部長

特にありません。

○教育長

どうする、これ大変な作業だけでも、次回までにきょうのところ、まとめる。それとも、最後にやってくる。

○教育総務課長

そうですね、最後では間に合わないといけないので、できたところだけはまとめていくほうがいいと思います。

○教育部長

そのように思います。

○教育長

そうでないと、大変な作業だもんね。

○委員長

できたところから整理していかないと。

○教育長

240あるもんで。

○委員長

そうですね。時間かかりますね。

○教育長

でも、確かに指摘によってよりよいものになっていくっていう感じはするよね。

○委員

それはありますね、確かに。やっぱり、いい意見いただけてますから、ちょっと気になるところをやっぱり突かれていますので、こうやって検討していくとまたいいものになっていきますね。

○委員

ずーっと取り組み過ぎちゃって、何かわからなくなってしまったところをやっぱりきちんとこう見てもらってる感じしますね。

○委員長

そうですね。

○教育長

そう。過去に議論をさんざんしたんだけど、また何か新たな視点を与えられたようなそんな感じ、しますよね。

○委員長

一応、教育憲章としてこれで。

○教育部長

済みません、委員長さん、日程2をお願いいたします。

○委員長

わかりました。

日程第2 その他

○委員長

日程第2、その他、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

前回の定例会のときにもお願いさせていただいておりますが、正式な依頼文書が来まして、きょうの資料の後ろにつけてあります。公共施設の総合管理計画策定委員会の委員に1名推薦していただきたいということでお願いします。

○委員長

この前も出ましたね、そんな話はね。まず、自薦でありますか。

○委員

済みません、他薦で。

○委員長

他薦ですか。

○委員

はい。

○委員長

じゃあ、自薦はまだないですか。

じゃあ、他薦で。はい、どうぞ。

○委員

瀧川委員を推薦いたします。理由は、経営者の目線でほんとに公共施設等のものを見ていただいて、先を見通していただきたいということでございます。

それで、先ほど推薦するけれどもよろしいですかとお聞きしました。

○委員長

本人に確認したら。

○委員

はい。皆さんが推薦していただければオーケーですと答えていただきました。

○委員長

本人がそうってね、同意していただければ。

○委員

はい。ということでございました。

○委員長

じゃあ、瀧川委員をとということで。

○委員長

じゃあ、瀧川委員に公共施設総合管理計画策定委員会の委員さんになっていただくということで了解される方、挙手願います。

(賛成者 挙手)

○委員長

じゃあ、全員一致ということで。御本人も了解いただいているということですのでお願いします。

○教育総務課長

ありがとうございました。

○委員長

あと、その他ということで何か連絡等あったら。

○委員

もうございません。

○委員長

いいですか。

じゃあ、これで閉会したいと思います。

ありがとうございました。

閉会 午後 5 時30分



委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記